

件名	亀山市産業振興条例の一部を改正する条例	環境産業部 商工業振興室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>亀山市産業振興条例に基づく奨励制度は、本市が県のクリスタルバレー構想の拠点地域として、大手液晶関連企業の誘致や関連企業の集積に寄与するとともに、市内中小企業者等の事業活動を促進するなど、これまでに波及効果を含め市の産業振興に一定の成果をもたらしたところです。</p> <p>一方、今後、人口減少社会において本市の産業の持続性を高めていくためには、地域経済の活性化や就労の場の確保、財源の確保に向け、地方創生の実現を進めていく必要があります。こうしたなか、本条例は、平成29年3月末に終期を迎えますが、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」をはじめとした産業拠点への企業誘致や市内企業の事業活動に対する積極的な支援を継続する必要があることから、現行制度の検証内容や企業立地を取り巻く環境変化を踏まえて制度を改正するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 公共事業に伴う事業所の市内移転についても奨励措置の対象とすることとします。 < 第2条関係 ></p> <p>(2) 奨励措置対象事業者とする要件のうち、雇用要件を緩和するとともに、奨励措置対象事業者としない要件から、改正前の別表区分の欄3の項に該当し奨励措置を講じられた事業者を除くこととします。 < 第3条関係 ></p> <p>(3) 奨励措置の拡充を図るため、奨励金を次の2つに改めます。 < 第6条及び別表関係 ></p> <p>ア 企業立地奨励金 上限額を3年間で3億円とするとともに、土地取得を伴う立地等への奨励内容を充実することとします。</p> <p>イ 雇用促進奨励金 立地等に伴う市民の雇用に対し奨励措置を講ずることとします。</p> <p>(4) 操業開始から10年以内に事業の休止や廃止があった場合は、奨励金の返還を求めることができることとします。 < 第11条関係 ></p>		

(5) 本条例の終期を延長し、平成 3 4 年 3 月 3 1 日までとすることとします。

< 附則第 3 項関係 >

3 その他

施行日は、平成 2 9 年 4 月 1 日とします。ただし、(5) の施行日は、公布の日とします。

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第34号

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例

亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「（公共事業によるものを除く。）を」を削る。

第3条第1項第2号を次のように改める。

（2）立地等に係る事業所が次のいずれかの地域内にあること。

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載の工場適地

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域

ウ 市長が特に適当であると認める地域

第3条第1項に次の2号を加える。

（3）投下固定資産総額が5億円（第1号ア及びウに該当する事業を営む中小企業者（次号において「製造業等中小企業者」という。）が行う増設又は移設にあっては1億円）以上であること。

（4）新規雇用者等の数が10人（製造業等中小企業者が行う新設にあっては5人、製造業等中小企業者が行う増設又は移設にあっては、当該増設又は移設後の事業所が操業を開始した日から起算して1年前の日の雇用者数）以上であること。

第3条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第6条第1項中「対して、」を「対し、奨励措置として次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 企業立地奨励金

(2) 雇用促進奨励金

第 6 条第 2 項中「前項の規定による奨励金」を「前項第 1 号の企業立地奨励金」に改め、「交付は、」の次に「基準年度（」を、「開始した日」の次に「（以下「操業開始日」という。）」を、「年度」の次に「をいう。次項において同じ。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号の雇用促進奨励金の交付は、基準年度の翌々年度に行うものとする。

第 1 1 条第 1 項第 3 号中「指定施設」を「操業開始日から 1 0 年以内に、指定施設」に改める。

附則第 3 項中「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

奨励金の種類	奨励金の額及び交付方法
企業立地奨励金	次に掲げるいずれかの額（1 億円を限度とする。）を 3 年間交付する。 (1) 各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額 (2) 投下固定資産総額のうち土地取得価額相当額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額の 3 分の 1 に相当する額
雇用促進奨励金	指定事業者が指定施設に係る立地等に伴って新たに雇用する者のうち、次に掲げる要件を満たす者の数に 3 0 万円を乗じて得た額（3 千万円を限度とする。）を 1 回に限り交付する。 (1) 操業開始日以後 1 年を経過する日から規則で定める日まで継続して雇用する者であ

ること。

(2) 操業開始日以後 1 年を経過する日から規則で定める日まで継続して市内に住所を有する者であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の亀山市産業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した奨励措置指定事業者の指定に係る奨励措置について適用し、同日前に申請を受理した者の指定に係る奨励措置については、なお従前の例による。